年　　月　　日

千早赤阪村長　様

住　所(法人にあっては主たる事務所の所在地)

氏　名(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

担当者氏名

電話番号

課税免除及び不均一課税の特別措置申請書(　　年度分)

千早赤阪村税特別措置条例施行規則第２条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて固定資産税の課税免除及び不均一課税の特別措置を申請します。

記

１．　課税免除及び不均一課税の特別措置を申請する事業所の所在地及び名称

２．　事業の内容

(1)　課税免除及び不均一課税の特別措置を申請する施設(設備)が利用に供される業種(※①～⑤のいずれかに○印)

①製造業　　②旅館業　　③農林水産物等販売業　　④情報サービス業等

⑤その他（　　）

(2)業種が「製造業」の場合は、主要製造品名とその概算年間製造(予定)量

主要製造品＿＿＿＿＿＿＿　　概算年間製造(予定)量＿＿＿＿＿＿＿

(3)業種が「農林水産物等販売業、情報サービス業等及びその他」の場合は、具体的な事業の内容

３．当該施設(設備)を事業の用に供した年月日

(1)　着工(家屋について)　　年　　月　　日
(2)　完了(家屋について)　　年　　月　　日
(3)　操　業　開　始　　年　　月　　日

４．事業年度　　年　　月　　日～　　年　　月　　日

５．固定資産の価格等の概要

(1)土　地

所　在　地	取得年月日	事業用建物(※)建設着工年月日	取得面積	土地取得価格	事業用建物(※)敷地面積
			㎡	円	㎡

※事業用建物：当該土地を敷地とする本申請の対象となる建物

(2)家　屋

所　在　地	取得年月日	新築・増築等(※)の別	用途構造等	取得面積	取得価格	減価償却開始年月日	耐用年数	備考
				㎡	円			

※新築、増築、改築、修繕、模様替え

(3)償却資産

償却資産の名称(事業に係る機械及び装置等)	取得年月日	取得価格	減価償却開始年月日	耐用年数	備考
		円			

添付書類

●過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法による課税免除の場合

(1)　所得税法第２条第１項第 37 号に規定する確定申告書の写し、同法第 149 条に規定する青色申告書に添付する決算書（法人にあっては、法人税法第２条第 31 号に規定する確定申告書（同条第 30 号に規定する中間申告書で同法第 72 条第 1 項各号に掲げる事項を記載したものを含む。）の写し、それに添付する「減価償却資産の償却費の額の計算に関する明細書」の写し）

(2)　当該土地、建物及び償却資産の取得価格が確認できる各種契約書の写し（これによることが出来ない場合は、これに代わる書類）

(3)　法人にあっては、履歴事項全部証明書

(4)　土地及び家屋にあっては、不動産登記事項証明書

(5)　建物にあっては、建築確認通知書の写し

(6)　図面（①土地：土地所在図（地積測量図）、一筆の一部が事業用建物の敷地となっている場合は、当該事業用建物敷地の求積図　　②家屋：配置図及び平面図

③償却資産：機械等の配置図（※図中に当申請の対象外のものが含まれる場合は、色分するなどして、対象資産が判別できるようにすること。））

(7)　その他村長が必要とする書類

●地域再生法による不均一課税の場合

(1)　地域再生法第 17 条の２第１項の規定に基づき同項第１号及び第２に掲げる事業に関する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の申請書の写し及び認定通知書の写し

(2)　当該土地、建物及び償却資産の取得価格が確認できる各種契約書の写し（これによることが出来ない場合は、これに代わる書類）

(3)　法人にあっては、履歴事項全部証明書

(4)　その他村長が必要とする書類

●その他

※添付書類について、村長がやむを得ないと認める理由により、本規則第２条に定める申請書の提出期限までに提出ができない場合は、書類が整い次第速やかに提出するものとし、特別措置の決定は村長が提出書類の内容を確認した後に行う。